

事後評価（案）

別紙2

計画事業に係る事後評価記載様式（初年度・2年度目）

I 総合評価

地域の主体的な取り組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化するために適切な事業を選定し、試行的に事業を実施する中で、その問題点の検証及びルート・ダイヤの見直しについて検討し、当該事業を本格実施する環境の整備に向けて必要な検討を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

事業計画において、コミュニティバスの実証運行を主体に取り組むほか、公共交通の利用促進活動を地域として実施する事業として位置づけている。コミュニティバスの実証運行については、平成22年6月21日より市内全域（北部、南部、東部ルート）の運行を開始し、平成23年4月1日にはここまでの利用実態やモニタリング調査の結果を基に、ルート変更も含めたダイヤ改正を実施している。また、市広報紙やホームページにて継続的に情報発信を行い、ダイヤ改正前と改正後とでは、平日で200.4人/日→207.4人/日、休日で114.6人/日→126.3人/日と少しずつではあるが利用者も増加している。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

コミュニティバスの実証運行に係わる利用者を対象とした評価として、実証運行開始以降の乗車調査の継続的実施、計4週間の乗降調査、平・休日各1日のOD調査を実施し、利用特性の評価を行っている。また、市民・企業を対象としたアンケート調査を実施し、改善要望や意向等の把握による検証・分析を行い、実証運行に係わる評価を行っている。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

「市内バス運行の改善・充実」及び「高齢者や学生等の交通弱者への対応」「公共交通サービス水準格差の解消」といった目標に対し、ダイヤ改正時には、全路線の総合福祉センター、イオンタウンへの乗り入れ実施や需要の多い時間帯で増便する一方、需要の少ない時間帯で減便するなど、効果的・効率的な運行を目指し実証運行を実施している。その結果、ダイヤ改正以降、少しずつではあるが利用者も増加している。また、市民に実施したアンケート調査では、ダイヤ改正後の施策についてバス利用者からは比較的高い評価を得ている。ただし、西部臨海部へは急行便の運行やバス停の増設を実施しているが、利用者は少なく、そこに立地する企業に実施したアンケートでは公共交通に対する利用意識が垣間見えることから、意識変革を促す施策の展開も含めた取り組みが必要であり、バスの利便性向上もあわせて図ることで、目標を達成するために、より適切な事業となると考える。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。
今年度のコミュニティバスの実証運行については、時間帯やバス停、ルートによって利用の偏りが見られている。また、アンケート調査を実施することにより、ダイヤやルートの改正、定期券やシルバーバスなど施策の認知度が低くなっていることや、企業におけるバス利用意識が低くなっていることなどを把握した。
② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。
翌年度事業を実施するにあたり、把握した問題点等を踏まえ、新たなバス停の設置による需要の掘り起こしや、運行時間帯の変更による効率化を図るなどの改善を実施する予定である。また、PR活動等の利用促進活動も継続的に進める予定である。ダイヤ改正以降、少しずつではあるが利用者も増加しており、翌年度も事業を実施することにより、よりよいコミュニティバスの運行ができると考えている。
2 事業の実施環境
① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。
平成24度におけるコミュニティバスの運行等を実施するにあたっては、地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー確保維持・調査事業)による国費のほか、弥富市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、弥富市の平成24年3月議会に平成24年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。
② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。
平成23年度におけるコミュニティバスの実証運行に関しては、イベントの場を活用したコミュニティバス周知施策の実施や、運行地域の一部である西部臨海部に立地する企業に対してもダイヤ改正後の新時刻表を配布するなど周知・啓発活動を実施し、協賛金についても今年度から事業を展開しており、今後も継続的に協議会として地域の企業・商業施設等に求めていくこととなっている。
③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。
コミュニティバスの実証運行の終了後、本格運行としてコミュニティバスが継続して運行できるよう、より効率的な運行への改善を図り、弥富市が継続的な財源確保に向けた体制を整え、併せて今年度から地域の企業・商業施設等による協賛金(広告)事業を展開しており、継続して行っていくこととなっている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。	協議会の運営要領が平成22年度第1回協議会で決定されており、協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る評価、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、計画事業に係る評価、その他協議会において必要と認めた事項と規定されている。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。	協議会の構成員には弥富市の区長会、民生委員協議会、福寿会、女性の会の代表が含まれているほか、公募の2名の市民が、計画事業の進め方を協議会で審議した上で、コミュニティバスの実証運行を実施するとともに、その実施結果については協議会で説明を行って質問や意見を受け付けており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。
③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。	第1回協議会においては、協議会の構成員・検討審査の方針が確認され、それ以降の協議会においては計画事業の進め方、実施した計画事業の結果が報告・審議されており、計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催された。
④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。	協議会において、議事の傍聴は原則可能であり、議事録は会議開催後に公表することが規定されており、当該規定に従って協議会資料及び議事録を弥富市HPにおいて公表している。
⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。	協議会において計画事業の内容、実施した計画事業に係る結果の取りまとめが報告・審議され、コミュニティバスの本格運行については、来年度も運行を継続することについて、関係者の合意形成が行われた一方、協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域関係者の実質的な合意が形成された。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。